

墨田区手話言語及び障害者の意思疎通に関する条例（案）対照表

第4回検討会（最終条例案）	パブリックコメント公表条例案	第3回検討会
<p>手話は、意思疎通のための手段のひとつであって、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。私たちは、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であることを深く認識し、その理解の普及に努めていかなければなりません。</p> <p>また、障害者基本法は、全て障害者は、可能な限り、意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されることなどを旨として、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が図られなければならないとしています。</p> <p>誰もが心を通わせ、温かで住みやすい地域社会をつくるためには、円滑な意思疎通や十分な情報の取得が必要です。<u>そして、災害時などの非常時にも誰もが安心して生活を送るためには、障害者の意思疎通に係る理解を促進し、意思疎通手段を普及していくことが不可欠です。</u></p> <p>墨田区は、これまで育んできた人と人とのつながりを感じる下町情緒を大切に、障害者の意思疎通について温かな配慮を行っていきます。また、「国際観光都市すみだ」の実現を目指し、墨田区に暮らす人や働く人だけでなく、墨田区を訪れる障害者が必要とする情報の取得や意思疎通に資する環境の整備に意を用いていきます。</p> <p>私たちは、手話を言語として認識するとともに、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することを目指し、この条例を制定します。</p> <p>（定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（<u>発達障害を含む。</u>）その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p>	<p><u>手話は、</u>意思疎通のための手段のひとつで<u>あって</u>、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。私たちは、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であることを深く認識し、その理解の普及に努めていかなければなりません。</p> <p>〔同左〕</p> <p>誰もが心を通わせ、温かで住みやすい地域社会をつくるためには、円滑な意思疎通や十分な情報の取得が必要です。</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>（定義） 第2条 〔同左〕</p> <p>(1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」という。）がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p>	<p>意思疎通のための手段のひとつで<u>ある手話は</u>、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。私たちは、手話が独自の言語体系を有する文化的所産であり、日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であることを深く認識し、その理解の普及に努めていかなければなりません。</p> <p>〔同左〕</p> <p>誰もが心を通わせ、温かで住みやすい地域社会をつくるためには、円滑な意思疎通や十分な情報の取得が必要です。</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>（定義） 第2条 〔同左〕</p> <p>(1) 〔同左〕</p> <p>(2)・(3) 〔略〕</p>

<p>(区民の役割)</p> <p>第5条 区民は、障害者の意思疎通に係る理解を深めるとともに、前条の規定により区が推進する施策に協力するよう努める<u>ものとする。</u></p> <p>(事業者の役割等)</p> <p>第6条 事業者は、障害者の意思疎通に係る理解を深めるとともに、<u>第4条の規定により区が推進する施策に協力するほか</u>、障害者が手話及び意思疎通手段を円滑に利用し、及び必要な情報を取得することができるよう環境の整備に努めるものとする。</p> <p>2 区は、この条例の目的実現に向けた事業者の自主的な取組を促進するため、情報提供、助言等を行う<u>ものとする。</u></p> <p>(施策の実施)</p> <p>第7条 区は、第4条に規定する責務を果たすため、次に掲げる施策を実施する。</p> <p>(1)~(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>手話及び意思疎通手段による情報の発信等</u></p> <p>(5) 〔略〕</p>	<p>(区民の役割)</p> <p>第5条 区民は、障害者の意思疎通に係る理解を深めるとともに、前条の規定により区が推進する施策に協力するよう努める。</p> <p>(事業者の役割等)</p> <p>第6条 事業者は、障害者の意思疎通に係る理解を深めるとともに、障害者が手話及び意思疎通手段を円滑に利用し、及び必要な情報を取得することができるよう環境の整備に努めるものとする。</p> <p>2 区は、この条例の目的実現に向けた事業者の自主的な取組を促進するため、<u>必要に応じ</u>、情報提供、助言等を行う。</p> <p>(施策の実施)</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>(1)~(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>点字、音訳等による区政情報の発信</u></p> <p>(5) 〔略〕</p>	<p>(区民の役割)</p> <p>第5条 〔同左〕</p> <p>(事業者の役割等)</p> <p>第6条 〔同左〕</p> <p>2 〔同左〕</p> <p>(施策の実施)</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>(1)~(3) 〔略〕</p> <p>(4) 〔同左〕</p> <p>(5) 〔略〕</p>
--	---	--

付 則
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

_____ 第3回検討会 パブリックコメント公表条例案 の変更部分

_____ パブリックコメント公表条例案 第4回検討会(最終条例案) の変更部分